

明治後期における仮名使用について：韻文資料を中心に

巢山, 優希
九州大学大学院人文科学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1518330>

出版情報：文献探究. 52, pp.54-67, 2014-03-31. 文献探究の会
バージョン：
権利関係：

明治後期における仮名使用について

——韻文資料を中心に——

巢山 優希

一 はじめに

明治後期は国語国字問題への関心が高まり、政府により様々な国語政策が行われた時期である。表記史上においても明治政府による国語施策が近代の日本語に与えた影響は多大であり、中でも明治三年に第三次小学校令附則として定められた「小学校令施行規則」は、国語国字問題、出版、教育など多岐にわたる観点から見ても時代を画するものであった。

本稿は近代日本語の表記に関する問題の中で、特に仮名字体の統一という点に着目し、明治後期における変体仮名使用の概況を探るものである。その際、基準とする資料は、小学校令施行規則の影響を最も受けやすかったと思われる初等国語教科書を用いるものとする。また、明治三六年の国定一期教科書では完全に廃されていた変体仮名が、明治四三年の国定二期教科書には韻文個所に限定して複数現れることに注目し、比較対照資料として明治期韻文資料の調査と考察を行う。

二 明治期の国語施策について

明治期国語政策で特に注目すべきなのが前述した明治三年の小学校令施行規則である。次にその第一六条を引用する。

小學校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選フヘシ 尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ^註

第一六条では、小学校で実際に運用する字体が規定されている。第一号表は仮名の種類とそれぞれの字体表、第二号表は字音語の仮名遣いを表音式に改めるもの、第三号表は使用すべき漢字の一覧表である。これにより①仮名字体の統一、②字音仮名遣い（棒引き仮名遣い）の採用、③漢字字種の節減、という三点が定められた。時代が下るにつれて仮名の字体は既に収斂を見せつつあったが、明治期の平仮名及び片仮名の字体は一定しておらず、一つの音に複数の字体が使用される状況であった。いわゆる変体仮名^註は、児童にとって学習の負担になると考えられ、廃止される運びとなった。文化庁編の『国語施策百年史』には、国語施策によって仮名字体が統一されたことについて、「字体整

理の結果、選定されなかった字体については変体仮名と呼ばれるようになり、変体仮名の使用は徐々に、主として古典読解の分野に限定されていくようになった」と記述されている。しかし、この記述は表記史の概略が述べられているに過ぎず、さらに具体的な例でこの記述を補完する必要があると思われる。明治後期における変体仮名の使用について実際の資料を用いて考察を行いたい。

三 小学校令施行規則以前の大まかな傾向

本稿で取り扱う資料は、明治三六年以降の国定教科書である。まずは小学校令施行規則以前の教科書について、変体仮名仕様の大まかな傾向を見ておきたい。それまで国語教科書は検定制度によって採択されていたが、これは多く欠点を孕んだ制度であった。出版社と府県の審査委員の癒着が問題となり、明治三五年に全国的な摘発検査が行われた際には多くの逮捕者を出すこととなった。いわゆる教科書事件(教科書疑獄事件)である。

この教科書事件を直接の動機として、小学校教科書の国定制度は明治三六年四月、小学校令の改正によって規定され確立された。こうして明治三七年四月からは第一回目の国定教科書が使用され、全国で同一の教材による国語教育が行われるようになった。しかし、この第一回目の国定教科書は明治三六年四月よりあわただしく編集されただけに、新しい国語教育観、教材観によるものとは言えなかった。寧ろ明治三〇年台に刊行された民間読本の特徴を受け継ぎ、発展させたものが多く、文字・文章・内容がより平易になり、総合読本としての性格が強い。日露戦争後には国粹主義が台頭し、義務教育年限の延長、明

治三三年の第三次小学校令第一六条三号表の削除、字音仮名遣いの廃止と第一期国定教科書への批判が相まって、明治四三年から新しい国語読本が使用されるようになった。

本稿に於いて注目すべき事柄をごく簡単に列挙し、続いて明治後期の国語科教科書^書に見られる傾向についても簡単な紹介を行う。

事柄

明治三三年 小学校令施行規則により変体仮名を廃し、字音仮名遣いを新定し、漢字をおよそ一二〇〇字に制限する

明治三六年 小学校令改正、それに伴って教科書が国定化される

明治三七年 日露戦争

明治四一年 小学校令施行規則改正、仮名字体・字音仮名遣い・漢字制限の規定を廃止する

明治四三年 第二期国定教科書が使用される

傾向

明治一九年(検定教科書・国定以前) ↓変体仮名の使用がある

(明治三三年 小学校令施行規則第一六条により変体仮名が廃止)

明治三六年(国定一期) ↓変体仮名が一切使用されなくなっている

(明治四一年 小学校令施行規則第一六条の削除)

明治四三年(国定二期) ↓高学年の韻文部分にのみ変体仮名使用

そもそも、所謂「変体仮名」というのは先に引用した『国語施策百年史』にもあるとおり「字体整理の結果、選定されなかった字体」を指すものである。しかし、小学校令施行規則以前の教科書にも「変体

仮名」という語の使用は認められることから、当時においても正字体と通行字体に何らかの区別意識が存在していた可能性が高い。いわば小学校令施行規則は正字体と通行字体の区別を明確化するものであったと考えられる。初等教育という場において初めて仮名字体の明確な規範となるべき指標が示されたのである。

明治三四年にはこの新小学校令が実施され、小学校令施行規則第一六条は教科書に適用される。こうして編纂されたのが国定一期教科書である。これには変体仮名が一切現れない。明治以降の国語科教科書は相当の量に上るが、表記面からは小学校令施行規則以前以後で大きく線を引くことができる。国語施策を反映する可能性が高いのはやはり文部省の編集・刊行によるものであるが、民間の教科書でも明治三三年以降に出版されたものには小学校令施行規則の影響が認められる。

四 国定二期教科書の変体仮名意識

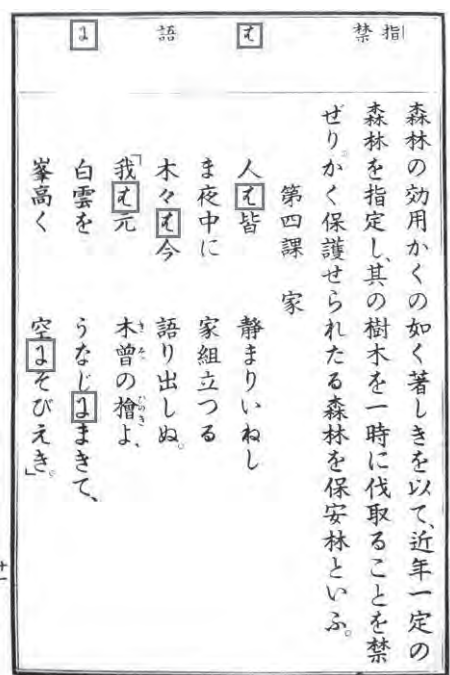
それでは、国定二期の教科書における変体仮名の意識はどのようなものだったのだろうか。国定一期の教科書には変体仮名が全く現れなかったのに対し、明治四三年に発行された国定二期教科書には一部変体仮名の使用が認められる。この表記の変化は明治四一年に小学校令施行規則第一六条が削除されたことと関係している。明治三四年以降、教科書では字音語の仮名遣いに「ー」を用いた棒引き仮名遣いが実施される。以後仮名遣いに関しては表音的仮名遣い派と歴史的仮名遣い派の相容れない論争が続き、議論が収束しないうちに仮名遣いについて述べた二号表のみならず、第一六条が削除されたのである。^{註四}これにより初等教育の場では再び変体仮名を扱うことが可能になったが、積

極的な変体仮名使用を奨励するものではなく、基本的には変体仮名の使用は一般刊行物においても徐々に減少していく様子がうかがえる。第一六条の廃止を受けて編纂された国定二期教科書で使用される字体について、編纂趣意書には次のような文言が見受けられる。

一、変体仮名ハ旧読本ニ無クシテ新読本ニアル所ナリ。コレ文部省令ノ結果トシテ新ニ加レルモノニシテ、其ノ趣旨ハ国民教育トシテ世上ノ慣用最モ弘キモノを知らシメントスルニ在リ。故ニ之ヲ読本中ニハ加フレドモ、書キ方手本ニハ加ヘズ。教授者モ亦読ミ方ニ課シテ綴リ方ニハ課スルヲ要セズ。変体仮名ノ読本ニ入レルハ第十卷即チ第五学年後期用以上ニシテ、第十二卷マデニ最モ普通ナルモノ二十五字ヲ提示セリ。而シテ提示及ビ練習ノ箇処ハ必ず韻文ノ中ニ於テセリ。^{註五}

編纂趣意書のいう「旧読本」は国定一期、「新読本」は国定二期の教科書をそれぞれ指す。つまり、国定一期では使用されなかった変体仮名が国定二期では使用される方針であることをここに明確に示し、更にその使用を高学年の韻文部分に限定する方針が掲げられている。具体的に変体仮名が使用されている箇所例として、国定二期教科書巻一〇に収録されている「家」という韻文の一部を次に引用した。

図一 文部省『尋常小学読本』巻十 第四課 家（部分）^{注七}



国定二期教科書において、変体仮名は図一のように新出字体として頁上部に表示するなどの教育的配慮が行われている。新出字として掲げられている変体仮名の異なり字体数は二五であり、これが編纂趣意書のいう「最モ普通ナルモノ二十五字」として捉えて差し支えない。そこで、実際に国定二期教科書に使用されている変体仮名の調査を行い、この「二十五字」についてより詳細に検討することにした。調査範囲は変体仮名が表れる高学年の韻文部分のみに限定し、仮名の全数調査を行い、以下の表にまとめた。表中の用例数は（変体仮名用例数／現行の仮名用例数）で示した。

あ	阿 (ア)	1 / 3 2
い	以 (イ)	1 / 3 9
え	江 (エ)	1 / 6
お	於 (オ)	3 / 8 9
か	可 (カ)	1 3 / 5 6
き	起 (キ)	1 / 5 9
こ	古 (コ)	3 / 2 2
さ	左 (サ)	1 0 / 1 7
し	志 (シ)	2 / 1 1 2
す	春 (ス)	3 / 2 6
そ	楚 (ソ)	1 / 1 4
た	多 (タ)	5 / 3 0
た	多 (タ)	5 / 3 0
ち	知 (チ)	1 / 1 5
て	天 (テ)	4 / 7 4
と	登 (ト)	3 / 5 9

な	奈 (ナ)	7 / 5 8
に	尔 (ニ)	1 6 / 1 1 9
の	能 (ノ)	3 / 2 2 9
は	者 (ハ)	1 3 / 9 3
ふ	婦 (フ)	2 / 2 1
よ	与 (ヨ)	2 / 2 4
り	里 (リ)	3 / 9 3
れ	連 (レ)	7 / 4 8
わ	王 (ワ)	1 / 6
を	越 (ヲ)	1 / 9 1
26字体		1 1 2例

表を見ると、国定二期教科書に使用された変体仮名の数は、二六字体一一二例である。これは編纂主意書にあった「二十五字」とは異なる結果である。この点については、「変体仮名」という術語の指すところを確認しておかなくてはならない。

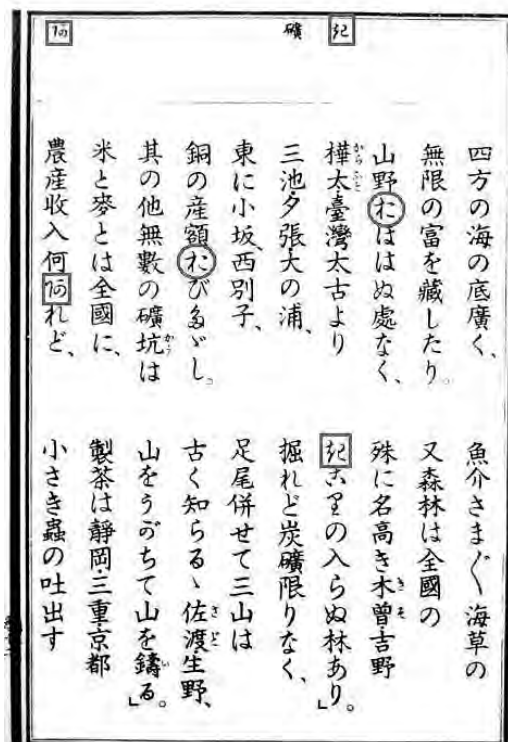
筆者が表にまとめた調査結果では、新出字体としてページ上部に表

示されていた仮名及び「わ」を変体仮名として教えている。つまり、本稿では第一号表に採択された仮名と字母が同じ仮名であつても、崩し方が異なっている場合は変体の仮名として取り扱う。

例えば、現行の「そ」に対し「ろ」の字体は、字母は同じであるが、払いの向きなどが明らかに異なっているため別の字体であると考え、同一字母からする草体の書きざまについていちいち区別することは場合によっては徒に煩雑な結果を招くことになることが懸念されるが、教科書中でも同一字母「多」からなる二つの仮名「ぬ・ゝ」が別字体として表示されているため、やはりここでは区別するべきであろう。なお、用例を採る際、特に表記に注目して調査を行うため、文脈からみて音声上は濁音となるものも、清音のものと一緒に扱うものとする。

また、編纂趣意書と実際の調査結果の違いについては、仮名の正体・変体に関する意識の問題からも無視できないところであろう。そこで、国定二期教科書で「最も普通ナルモノ二十五字」の中に含まれていなかった「わ」の字体についても述べていきたい。次に示したのは国定二期教科書における「わ」の初出箇所である。

図二 文部省『尋常小学読本』巻十二 第一三課 国産の歌部分



右に引いた画像の三行目上段、「わはぬ」という語が国定二期教科書における「わ」の初出である。その次の行の「紀わ」の「紀」、何れど」の「わ」も同じくこの単元が初出の字体であるが、こちらはページ上部に新出字体として明示されている。いわば「わ」は国定二期教科書において変体仮名と意識されることなく使用されている仮名なのである。「わ」は「わ・ろ」に次いで明治三三年以後も新聞・雑誌等に長く現れ続けた仮名である。小学校令施行規則における字体採択の基準は不明であるが、「え・お・そ」に関しては寧ろ現行の字体の方が明治期資料には現れない仮名である。例えば明治二十七年に出版された尋常小学読書教本でも、巻一の巻末に掲載されたものは「わ・

わ・う」の方が上げられている。つまり、「わ」は「変体の仮名である」という意識が乏しいままに用いられた仮名であった可能性が高い。言わなければ現代の我々が「そ」の仮名について一画の字体と二画の字体の違いをほとんど意識しないのと同様の事情であろう。更にそれを裏付ける根拠として、次に雑誌「教育時論」第五七七号（明治三十三年一月五日発行）の内外雑纂「なぼれおんでも できぬ ことを してみせる」の見出しを引く。

図三 「教育時論」五五七号内外雑纂「なぼれおんでも できぬ ことを してみせる」

●なぼれおんでも できぬ ことを してみせる、

てつじを はじめて くふうした ひとわ らぎあすの
すちいふんど いう ひとで せからの ひとびとに あた
えたりえさは ざれくらいだか はがられない もので あた

「教育時論」は明治二〇年代から昭和初期にかけて発行された雑誌である。教育に関連する法や帝国教育会などの論争等について言及する内容となっており、明治三三年前後の刊行では小学校令施行規則についても繰り返し触れている。にもかかわらずこの第五七七号では一例とは言え「わ」が現れているのは興味深い事実である。教育に関わる刊行物においてもこうした表記が現れていることは特筆すべきこと

であると考えられる。

五 国定二期教科書における変体仮名使用の傾向性

変体仮名の使用について、従来の研究で指摘されている語や文節中における位置という観点から用例の整理を試みた。考察の手段として国定二期教科書で変体仮名が使用されている語の一覧を表にまとめた。

あ	あり
い	いよ
え	分けえたる【分け得たる】
お	おしなべて
	おびたどし
	おほはぬ【覆ふ】
か	かどやかかせ【輝く】
	かたち
	かねて
	かひな【腕】
	かへる【帰る】
	行かん【行く】
	うがち【穿つ】
	したがふ【従う】
	ながく【長し】
	《付》ばかり
	七里が浜
わが【我が】（2）	

き	きこり
こ	これ
	いっこ
	きこり
さ	さて
	さらば（8）
	いざや
し	しづかなる【静か】
	しをり【菜】
す	死す（2）
	ひるがへす
そ	そへて【添える】
た	たなびく
	討たん【討つ】
	《付》たり（3）

変体仮名が自立語語頭に現れる例については表中に太字で示し、語中尾に現れる例は仮名を□で囲んで示した。また、付属語は《付》として、自立語語頭例との区別を図った。仮名ごとの用例数が少ないため詳しい言及は避けるが、僅かに見られる傾向として「わ・ぎ・ま・ふ・ぬ」の仮名は自立語語頭に偏って使用が見られ、「せ・よ・れ・ま・て・ま・き」は付属語や自立語語中尾に偏って使用されているようである。また、「ゝ・ゑ」の仮名には特に使い分けが見られない。

の	《付》の(3)
は	いたは ^は る
	きざは ^は し
	《付》は(11)
ふ	ふむ【踏む】
	ふやせ【増やす】
よ	よじて【攀じる】
	いよ ^よ ✓
り	きこ ^り
	《付》な ^り
	《付》ばか ^り
れ	う ^れ し【嬉し】(4)
	こ ^れ
	知ら ^れ 【知る】
	つか ^れ 【疲れる】
わ	わたり【渡る】
を	《付》を

た ぬ	たゆむ
	おび ^た どし
	き ^た へ【鍛える】
	ま ^た がる
	《付》 ^た り(1)
ち	か ^ち 【舵】
て	《付》て
と	とぐ【研ぐ】
	とどろけ【轟く】
	とみに
な	なぎさ【渚】
	なし
	なつかし【懐かし】
	なれ【慣れ】
	かひ ^な 【腕】
	《付》 ^な り(3)
に	おごそか ^に
	《付》に(15)

若菜集(明治三〇年)		
し	志(ま)	58
は	八(は)	1
は	者(む)	1
3字体		60例

無弦弓(明治三四年)		
え	江(に)	20
お	於(わ)	5
こ	古(ふ)	55
し	志(ま)	2
そ	曾(ろ)	32
5字体		114例

与謝野晶子(明治三四年)『みだれ髪』・森鷗外(明治三六年)『長宗我部信親』・石川啄木(明治四三年)『一握の砂』・若山牧水(明治四三年)『獨り歌へる 上』…変体仮名の使用なし
 島崎藤村(明治三〇年)『若菜集』・河井醉茗(明治三四年)『無弦弓』・上田敏(明治三八年)『海潮音』・小山内薫(明治四〇年)『小野のわかれ』・山村暮鳥(明治四三年)『夏の歌』…変体仮名の使用あり

教科書における変体仮名の使用が韻文部分という狭い範囲に限定されていたことを受けて、近接する時代の著名な韻文資料を調査し、変体仮名の用例数を採った。しかし、基本的に刊行物の仮名表記は明治三年を待たずしてかなり変体仮名の使用が減少しており、韻文資料においても明治後期のものとなると変体仮名が使用されている資料の数はさほど多くない。ひとまず管見の限りをここに示しておきたい。

六 韻文資料における変体仮名

夏の歌（明治四三年）		
そ	曾（ろう）	4
な	奈（ふ）	1 2
2字体		1 6例

海潮音（明治三八年）		
え	江（い）	4
お	於（わ）	2
し	志（ま）	2 1
3字体		2 7例

小野のわかれ（明治四〇年）		
え	江（い）	2 7
お	於（わ）	7
し	志（ま）	1 2
そ	曾（ろう）	7
な	奈（ふ）	1
5字体		5 4例

変体仮名の使用が認められた韻文資料について、その用例数を表にまとめたものを示した。

『若菜集』は小学校令施行規則前の資料であるが、調査結果を見ると変体仮名はほとんど現れず、僅かに「志・ハ・屯」の三字体六〇例しか認められない。また、現れる変体仮名にも大きな偏りがあり、用例のほとんどは「志」であった。「志」の用例は自立語語頭例がほとんどで、語中に現れるのは「ほのゑろい」一例である。「志し」の使い分けについては先行研究にも多く指摘があり、矢田（一九九五）では定家が「志」を語頭、「し」を非語頭に用いることを指摘した上で、この二字体の使い分けの傾向を古くは鎌倉時代まで遡れるものと述べている。また、内田（一九九九）では恋川春町自筆本を用いて、やはり「志」は語頭、「し」は非語頭に用いられる仮名であると指摘している。内田氏の論考に従って「複合語の後部要素の頭の位置及び漢字熟語の二文字目の頭の位置の例を自立語語頭に準ずる用例として考える」と、「ほのゑろい」という用例は接頭語「ほの」に「ゑろい」が後接した語であるため、準語頭例と考えることが可能であり、近世以前から広く行われた「志」を語頭に用いるという傾向性が明治期の韻文にも現れることが指摘できる。また、「ハ」は助詞「は」、「屯」は「花」の用例である。「ハ」を助詞の「は」に使用する標語的な用法についても、同じく内田（一九九九）で「ハ」は付属語の字体、「屯」は自立語の字体といった使い分けが指摘されている。

小学校令施行規則以後の韻文資料においても、先行研究に指摘されるような近世以前からの表記慣習がやや見受けられる。特に語頭の「志」については顕著であり、『無弦弓』の「遠志」という自立語中尾の一例、『小野のわかれ』の「血志ほ」という準語頭例が一例ある他はすべ

てが語頭例となつてゐる。また、「わ」についても自立語語頭に使用が多い仮名であるが、これは国定二期教科書における「わ」の用例が全て語頭であつたのと同様に『無弦弓』『海潮音』『小野のわかれ』の全用例が語頭に現れている。なお、『夏の歌』では他作品にはあまり見られない「ふ」が多い結果になつてゐるが、これは山村暮鳥が同年に同じ出版社から出した『La bonne chanson』（明治四三年）でも同様の傾向が見受けられたため、やや文献の独立性が高い資料かと疑われる。

調査結果より、明治後期の著名な韻文作品において、僅かに従来指摘されている近世的な表記慣習が見受けられる傾向が認められた。しかし、変体仮名の一切現れない作品も多いため、今後も重ねて調査を要するところである。

七 終わりに

明治後期韻文資料について今回調査を行った結果、少ない用例数ながらも近世からの慣習を引き継いだと思われる仮名が散見された。前述のとおり、出版・刊行された資料の仮名表記は、現行のものに近い表記のものがほとんどであるが、明治三六年に出版された明治天皇の御製『千代のひかり』は、そもそも活字版ではなく木版で書の装飾的な字体を写したものとされており、その性格上変体仮名も多く使用されている。また、「変体仮名用例なし」とした明治三四年の『みだれ髪』であるが、こちらは表紙に書かれたタイトルは「みだれ髪」となつてゐる。同様に韻文ではなく小説に關しても本文中には変体仮名が現れないにもかかわらず、タイトルに変体仮名を使用する資料（永井荷風『明治四四年』『ぞみだ川』、武者小路実篤『明治四四年』『お免でたき人』

など）が認められる。更に興味深いことに、大正七年度から使用された国定三期教科書では、巻八の第一六課「看板」という読み物に変体仮名の用例が認められる。以下に該当箇所を引用する。

図四 文部省『尋常小学読本』（『小学読本便覧』第七巻より引用） 巻八 第一六課「看板」（部分）

古	用	彼
物人ノ外ハ、町ノ兩側ヲナガメテ、ユルク歩		
クガ如キ者ナシヨリテ看板ノ如キモ、タヤスク		
人目ヲヒカシメンガ爲ニ、キノヒテ小屋根		
ノ上ニカ、グルニ至レリ。		
サレド食物ヲ賣ル店ニハ、今ナホ古風ヲ守リ		
テ、坐ぢ、む(キノ)び(ぎん)ウ(ド)ン、志る(ま)シル(コ)		
あし(ス)ぢ(ぢん)屋(セ)ン(ベ)イ(ナ)ドト記シテ、軒		
ニ下ゲタルモアリ。又マレニハナゾヲ用フル		
モアリ。彼ノ燒諸屋ノ看板、八里半ト記セル		

ここで使用される変体仮名は、「今ナホ古風ヲ守」るものと解釈されているが、看板という性格上これは古風というよりは装飾性を重要視したものと考えられる。したがつて、『国語施策百年史』の「変体仮名の使用は徐々に、主として古典読解の分野に限定されていくようになった」という記述にはいささか疑問が残る。古典読解の場においては

無論いわゆる「変体仮名」は必要であろう。しかしながらそれは徐々に限定されて行くような性格のものではない。明治後期とは、変体仮名が基本的には書簡や草稿といった私的なものに限られ、刊行物においてははやや前時代の慣習を引き継ぎつつ、装飾のための文字といった側面をより強めて行った時期なのではないだろうか。

また、今回は韻文、しかも刊行された資料に限って調査を行ったが、その他性格の異なる資料について変体仮名がどのように扱われていたかは未だ研究の及ばぬところである。調査対象とした資料についても厳密な基準を定めたいうえで選定したものではなく、年代が重ならないような配慮は行ったものの、著名作家の作品を無作為に抽出したに過ぎない。一応の基準としては古典作品の翻刻や復刻を除き明治後期に新たに編まれた作品を選んだが、今回扱わなかった古典韻文の翻刻出版物においてもいつの時点で変体仮名が使用されなくなったのかなど興味を尽きないところである。そもそも刊行された出版物の場合、その前提として作者自筆による原稿が存在するが、ここに現れる仮名の実態は出版された文献とは異なる様相を示していることが想像に難くない。自筆原稿には作者の気まぐれとも言わべき表記やその場限りのユレがあることが考えられるものの、やはりその表記実態の重要性は無視できない。さらに和歌等においては書の美しさなど美的な観点からの用字法が独自に行われている可能性があり、近代表記を探る上で今後の課題としたところである。

注

(注一) 近代デジタルライブラリーに収録されている文部省発行の資料『小学校令・小学校令施行規則・小学校令改正ノ要旨及其施行上注意事項』より引用した。なお、引用部の漢字の旧字体は支障の無い範囲で改めている。また、参考までに同資料より仮名の字体を定めた第一号表を以下に引用する。なお、仮名遣い・漢字字体の表である第二号表・第三号表については今回は本文中の簡単な説明にとどめこれを行うことは行わない。

この資料は国立国会図書館の近代デジタルライブラリーにより全文を閲覧することが可能である。また、今後特に断りが無い場合、画像は近代デジタルライブラリーから引用したものである。

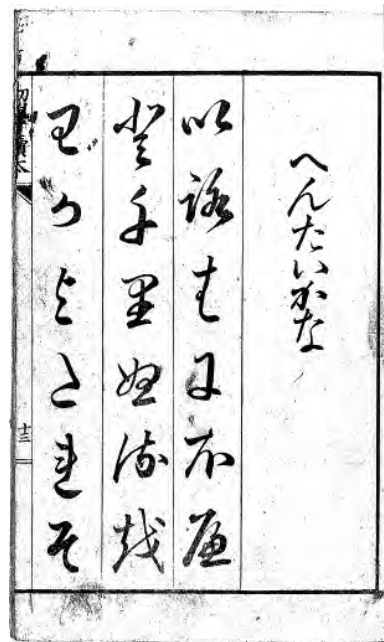
第一號表

平假名	片假名	平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ	らりるれろ	ラリルレロ
かさくけこ	カキクケコ	わおうを	ワキウエヲ
さしすせそ	サシスセソ	ん	ン
たちつてと	タチツテト	がぎぐげご	ガギグゲゴ
なにぬねの	ナニヌネノ	ざじずぜぞ	ザジズゼゾ
はひふべは	ハヒフヘホ	たちづでと	チヂヅデト
まみむめも	マミムメモ	はひおべは	ハヒオベハ
やいゆえよ	ヤイユエヨ	はびおべは	ハビオベハ

(注二)「こ」で「いわゆる変体仮名」という記述を行ったことについて、本稿における「変体仮名」という用語の確認をしておきたい。本稿では変体仮名の定義を「小学校令施行規則第一六条一号表に採択されなかった異体の仮名」と考えるものとする。したがって、明治三年以前に発行された資料に見られる異体の仮名については、厳密には変体仮名と呼ぶべきものではないと考え、「いわゆる変体仮名」とした。本稿においては既に変体仮名と正体である原稿の仮名が分かれた明治後期を調査の主眼としたための処置である。

(注三)「国語」という教科が定められたのは周知のとおり明治三年の第三次小学校令以降のことであるが、ここでは明治三年以前の国語科に相当する読書・作文・習字等の教科書についても便宜上「国語科教科書」と呼ぶことにする。

(注四)例えば明治一四年に博文堂から出版された民間教科書「初学読本」には、いろは図・五十音図・合字・濁音仮名等の後に「へんたいかな」という項目が掲げられている(左図参照。筑波大学付属図書館電子資料より引用)。また、明治一七年出版の若林虎三郎編「小学読本」には「別体平仮名」という項目も認められる。変態と正体の意識についてはいろは仮名が関係していると推測できるが、それについてはまだ明らかになっていないため今後の調査を要するところである。



(注五)仮名遣いに関する表音派と歴史派の論争については、文化庁編『国語施策百年の歩み』文化庁(二〇〇三、三、三二)に収録された清水康行氏の「国語調査委員会と上田萬年」という論文に詳しい。本発表の記述もこれを参考にしていく。なお、棒引き仮名遣いは字音語についてのみ行われ、和語については従来の歴史的仮名遣いが使用されていた。そのため和語・字音語の仮名遣いをどちらに統一するか盛んに議論が起こった。図書館審査官の吉岡郷甫は、一九〇五(明治三八年三月)に文部大臣官房図書科『仮名遣試験成績表』を刊行している。これは吉岡郷甫が熊本・宮崎に出張の際に尋常小学校・中学校・高等女学校で行った仮名遣い試験の結果報告書である。この試験結果により、当時の教科書仮名遣いの浸透の程度について窺い知ることができる。『仮名遣試験成績表』は近代デジタルライブラリーでその全文を確認することができるが、ここでは安田敏朗(二〇〇六)『「国語」の近代史 帝 国日本と国語学者たち』(中央公論新社)にこの結果報告書について端的にまとめられているので、その部分を以下に引用する。

棒引の表音表記は、文部省の原則によれば、小学校・口語・字音仮名の三要素が揃ったときにのみ行なわれる。しかしながらこの区別が混乱し、表音的・歴史的、国語仮名遣と字音仮名遣で苦闘する児童生徒の姿が、この報告書からうかがえる。

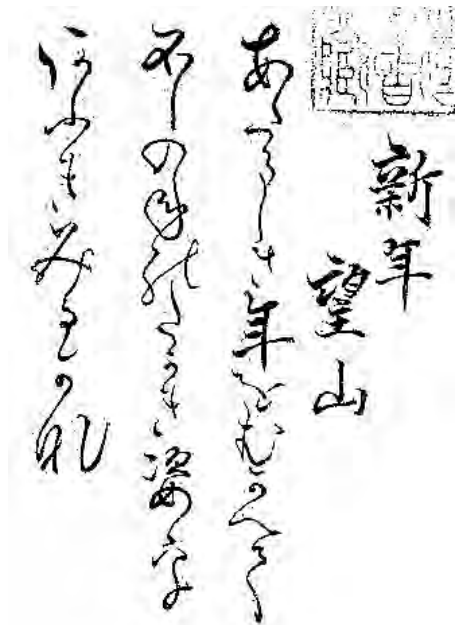
たとえば、尋常小学校での調査で「咲く」の未然形+助動詞「う」について。「咲く」は和語なので、棒引の対象にはならない。したがって「正答」は歴史的かなづかいの「さかう」。しかし正答率は一三%だけで、ほかは「さこー」「さこう」などであった。

(注六) 『小学読本便覧』第六巻収録 尋常小学読本編纂趣意書(第二次国定)より引用。傍線は引用者による。

(注七) 図一、図二ともに『小学読本便覧』第六巻より引用。なお、図中の文字の囲みは発表者による。

(注八) 国定二期教科書の補助教材として作成された学習参考書の二、三に目を通したが、「杞」については教科書に従って「起」の草体。変体仮名」と説明しているのに対し、「杞」については何の説明もなく現行の字体に改められているか、もしくは「杞」の字体をそのまま用いていた。これらの学習参考書がいかなる姿勢の元に編まれたのかは不明であるが、いずれにしても管見の限りでは「杞」を「於」の草体または変体の仮名であると説明した学習参考書は見当たらない。

(注九) 明治天皇『千代のひかり』冒頭の御製「新年望山」を次に引く。
あたらしき年をむかへてふしのねのたかき姿をあふきみるかな



(注一〇) 『みだれ髪』の表紙を次に示した。ここで「ミ」は単なる文字ではなく絵の一部として調和しており、高い装飾性を実現している。



(注一) 小学校令と同時期のベストセラー小説である尾崎紅葉の『金色夜叉』に見られる変体仮名は、単行本では僅かに「ㇿ・ㇿ・ㇿ」程度であり、それも明治三六年の「続々 金色夜叉」になると仮名はほぼ現行のものを用いた表記が行われている。しかし、古典籍総合データベースで確認したところ、紅葉の自筆原稿断片においては変体仮名の使用例が非常に多い。一方単行本の表記を確認したところ、断片の箇所と対応する部分には一切変体仮名が現れていなかった。以下に断片の翻字と引用画像を示す。翻字は引用者による。

も絶気たゆげに半夜まんゑを告渡つげしる時とき、両箇ふたひの閨ねやの燈ともしも乍ふちまち

明あきろに耀あやけるふり。

彼等おれらは俱ともに起出おきいで、火鉢ひばちの前まへに在あり。

「膳ぜんを持もつて来こふいか。」

「えゝ。」玄微あすあ

女こゑは■なる聲こゑして答こたへけど、打菱うちしををて、ふか

く立ちたちも遣やらず。

「狭山さかしさん、私あふさは何いひのこだか貴方あふさに言残いひのこした事ことお

未まだ有ありるやうようふ心こころ持もちつして……………」

「吓あゝ、もう恚かう成なつちやお互ご互ごも何なんも言いえぬ

いび可いい。言いへば猶やゞ未練みれんが出でる。」

彼おれは熟じと内うち向むきて目めを閉とぢたり。

「貴方あふさ、其その指環ゆひまを私わたしのと取替とりか替へして下くださいね。」

「然さうか。」

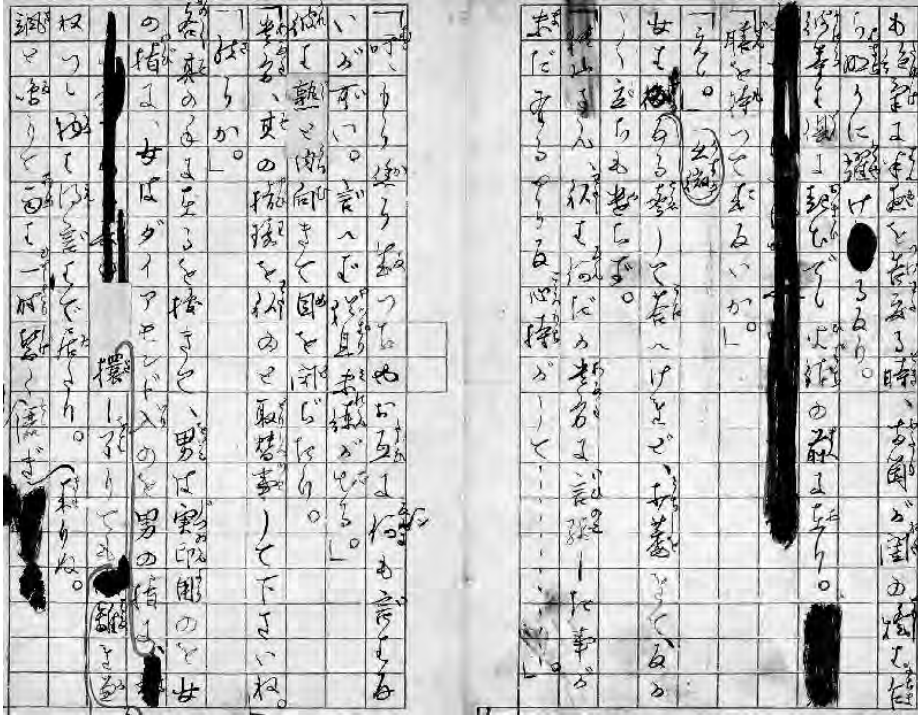
各をの其その手てよ在あるを抜ぬきて、男をとこは実印用じつあんようのを女を

の指ゆびよ、女をはダイアモンド入いのを男をとこの指ゆびよ、■

■撰せんし了りても■離りきか

ねつゝ物ものは得言えいまで居あり。来きりぬ。

颯さと鳴なりて雨あめも一時ひととき繁しげく灑そぎ■



参考文献・参考 URL

内田宗一(一九九九)「黄表紙・洒落本の仮名字体——恋川春町自筆版下本についての比較考察——」『国語文字史の研究』四

浜田啓介(一九七九)「板行の仮名字体——その収斂的傾向について——」『国語学』

一一八集

古田東朔(一九七四)「変体がなからひらがなへ(上・下)」『言語生活』五月・六月

古田東朔編(一九八四)『小学読本便覧 第六卷』武蔵野書院

古田東朔編(一九八五)『小学読本便覧 第七卷』武蔵野書院

文化庁編(二〇〇三)『国語施策百年の歩み』文化庁

文化庁編(二〇〇六)『国語施策百年史』ぎょうせい

安田敏朗(二〇〇六)『国語』の近代史 帝国日本と国語学者たち(中央公論新社)

矢田勉(一九九五)「異体がな使い分けの発生」『築島裕博士古希記念国語学論集』汲

古書院

近代デジタルライブラリー (<http://kindai.ndl.go.jp/>)

筑波大学付属図書館電子化資料

(<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/portal/rare.php>)

古典籍総合データベース

(<http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/index.html>)

(すやま ゆうき・本学大学院博士後期課程)